

## 誓 約 書

岩手県行政書士会

会 長 田 村 格 殿

登録・入会申請者

住 所

氏 名



今回、貴会に登録・入会するに当たり入会後も「  
」に勤務いたしますが、法の趣旨に沿って、下記条項  
を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要  
がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

### 記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に提示  
します。（行政書士法第11条・同施行規則第1条）
- 2 勤務先においては、行政書士業務を行いません。
- 3 行政書士業務は他人に行わせず、自らの責任において受託し、処理をいた  
します。（同施行規則第4条）
- 4 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしま  
せん。（同施行規則第7条・第8条）
- 5 行政書士業務の報酬は行政書士として収受し、所得税の確定申告をいたし  
ます。（同施行規則第10条）
- 6 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような  
行為はいたしません。（同行政書士法第10条）